

平成30年6月25日

「年間医療費のお知らせ」の取扱いについて

所得税等の医療費控除の申告手続について、平成29年分以後の確定申告書等を平成30年1月1日以後に提出する場合、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、健康保険組合が交付する「年間医療費のお知らせ」（以下「医療費通知」といいます。）を活用できることになりました。

例年3月に送付していましたが、平成30年2月15日に、事業主様に送付し、該当被保険者に配布していただきました。

その際、平成29年1月から平成29年11月までに受診した被保険者及び被扶養者に係る医療費の内容を世帯単位で作成しました。

平成30年分以降の確定申告書に活用していただく当健康保険組合が交付する医療費通知（翌年2月中旬に事業主様あてに送付予定）についても、被保険者及び被扶養者に係る医療費の内容を世帯単位で作成することとしています。

なお、「世帯単位の作成」ではなく、「家族個々の作成」を希望される被保険者等の方は、当年11月30日までに当健康保険組合までお申し出願います。

「家族個々の作成」のお申し出がない場合は、家族全員の同意があったものとして対応させていただきますので、よろしくご了承願います。